公営施設使用の個人演説会について福岡市選挙管理委員会の指定する施設

区名	施設名	所在地
南区	上警固市営住宅集会所	南区警弥郷2丁目23番
	警弥郷市営住宅集会所	南区警弥郷2丁目2番
	上高宮市営住宅集会所	南区市崎2丁目5番
	野多目市営住宅集会所	南区向新町2丁目29番
	旭ヶ丘県営住宅集会所	南区若久1丁目4番
	弥永市営住宅71棟集会所	南区弥永団地71番
	老司県営住宅集会所	南区老司1丁目26番
	老司市営住宅集会所	南区老司3丁目43番
	奥牟田市営住宅集会所	南区長丘3丁目16番
	屋形原南市営住宅集会所	南区老司3丁目16番
	市営野多目1丁目住宅集会所	南区野多目1丁目2番
	弥永市営住宅2区集会所	南区弥永団地33番
	市営弥永住宅3区集会所	南区弥永団地21番1号
	桧原市営住宅集会所	南区西長住3丁目37番
	屋形原市営住宅集会所	南区屋形原3丁目43番
	福岡市男女共同参画推進センター	南区高宮3丁目3番1号
	市立仲の原集会所	南区花畑2丁目22番24号
	市立老司集会所	南区老司2丁目23番63号
	市立鶴田集会所	南区鶴田3丁目2番22号
	柳瀬市営住宅集会所	南区柳瀬1丁目14番
	福岡市立南市民センター	南区塩原2丁目8番2号
	市営弥永住宅1区集会所	南区弥永団地3番

- * 個人演説会を開催することができる公営施設のうち、福岡市選挙管理委員会が指定した施設の一覧です。
- * 上記以外の公営施設(学校・公民館・公会堂)でも開催できます。また、民間施設でも個人演説会ができます。
- * 公営施設を使用する場合は、開催の2日前までに区選挙管理委員会への申出が必要です。
- * 民間施設を使用する場合は、直接施設へお申込みください。